村民参加の行政で更に
発展する10年後の月潟村を想定

明るく豊かな定住社会を!!
＝第二次総合開発計画＝
基本構想 基本計画を策定

本村は、昭和四十六年十二月に昭和五十五年度を目標として長期構想・長期計画を策定し、これを村行政の指針として諸施策を推進して参りました。

しかし、その後の社会経済情勢は大きく変化すると同時に、この計画も最終年度を終えました。

このため、新らしく第二次計画の策定が要請されてきましたが、去る三月、月潟村総合開発審議会（会長　小林昌二氏）に諮問、答申の手続きを経て、三月定例村議会で議決され「第二次月潟村総合開発計画」としてスタートしたものです。

この計画は、村民の皆さんからのご協力がなくては達成することができないことは言うまでもありません。

ここに、その概要をお知らせすると共にご協力をお願いします。

基本計画の方針

この計画は、昭和六十五年を目標として「明るく豊かな定住社会の創造」を実現するため各部門の総括的計画とする。

この計画を実現することで、今後更に変ぼうし、発展する社会経済に適合した住民福祉を増進しようとするものである。

人口・世帯などの目標

◎調和のとれた産業振興で人口・世帯とも増加に

一、人　口

村の人口は、昭和五十年国勢調査まで毎年約一％程度の減少を続けてきたが、昭和五十五年国勢調査では五十年比三・一％増の三千七百六十一人と増加した。

今後も産業振興、生活環境整備を推進することに伴い、人口の流入と定着化を図り、目標年次の昭和六十五年には四千五百人になると推計している。

二、世帯数

世帯数は、更に核家族化が進むことにより、現在八百二十四世帯であるが、九百九十二世帯になるとしている。

◎経済の目標は

五十年に比較して、農業生産額は、一・七五倍の十九億六千万円に、工業出荷額は一九・九倍の二百億九千万円に、商品販売額は約三・二倍の七十三億三千万円になると見込んでいる。

基礎的条件の整備

一、土地利用計画

①住宅商業地域

大字月潟及び西萱場を中心に開発が進むであろうと思われるため生活関連施設の整備を促進しながら、用地の確保を図る。

②工業地域

農村工業導入地区として指定されている西萱場地区を中心に、県道糸郷屋・白根線沿いを小規模工場用地として補完する。

③農業地域

将来とも食糧の供給基地として発展させるため、農振農用地は優良農地として確保するとともに、生産基盤整備を推進する。

この結果、農振農用地外農地を中心に転用が進み、目標年次には農地二十七ヘクタールが住宅地等に転用されるとしている。

二、水利用計画

水の有限性から水を大切に扱う政策を推進するとともに、将来とも安定した供給を続けられるよう農業用水にあっては用水路の改良、パイプかんがい等の施工により効率的利用を図る。

工業用水は省力水型の生産方式の普及と回収率を高める方策により、また生活用水は、簡易水道の施設の改善を計画的に進めることにより確保を図る。

水質の汚濁を極力防止するため家庭での上手な水の使い方、工場の構内浄化処理などの指導を推進する。

三、道路計画

道路を先行的に整備することが生活環境を飛躍的な発展方向に導くとともに生活環境整備の基本である。

このため、道路をその優先度により①基幹道路、②主要道路、③生活道路に区分して整備を促進する。

①基幹道路整備

交通需要の激増、道路運送の長距離化、高速化に対応して北陸、関越自動車道の早期全通を促進するとともに、主要道路網を有機的な連絡を図るよう努める。

②主要道路整備

主要道路は県道を主体に構成し村民の経済活動の中心として最も重要であり次の通り整備する。

㈠　糸郷屋・白根線の延長である潟東村地内称名～今井間の県道認定と全線の拡巾整備を図って、北陸自動車道巻・潟東インターチェンジに接続する最重要道路とする。

㈡　加茂・巻線と巻・白根線の北陸自動車道に通ずるバイパス化の促進

㈢　人家密集地帯の歩道新設

③生活道路整備

生活道路は村道及び主要農道を主体に構成し、基礎的生活基盤としての整備を促進する。

㈠　農村総合整備モデル事業計画路線の早期着工

㈡　一般農道、広域附帯農道の早期着工と竣工

㈢　大字月潟の商店街と県道を東西に結ぶ道路は、巾員が狭あいのため長期に見て改善に努力する。

④駐車場対策

産業の振興を図るには駐車場の確保は欠くことのできないものであるため、駐車場を整備する。

また、各商店も、店舗改善等にあわせて駐車場を確保するよう協力を要請する。

四、交通・通信

①鉄道・バス

電車は、急行ダイヤの新設とともに新幹線駅への乗り入れと新県庁経由線の実現を図る。

バスは、白根～月潟～巻線の新設を推進する。

②郵便・電話

郵便については、ポスト数の増加、電話は全戸加入の促進と共に公共的施設の公衆電話の完全設置を図る。

五、都市ガス

全村的に強い要望のある都市ガスは、関係機関に強力に働きかけて早期導入を図る。

六、郷土保全

①中の口川の軟弱堤防の護岸工事の早期完了を推進する。

②県営地盤沈下対策事業の早期完工を図る。

③国土調査事業の早期完了

防災計画

一、震災・風水害

①豪雨による水害は、排水路の整備促進により防止する。

②震災、台風については、建築物の耐震風化の推進を図る。

二、雪　害

①道路除雪の機械力の確保と除雪計画に基づく除雪、排雪の実施により二車線を確保する。

②家屋の倒壊防止のため適切な雪降ろしの徹底と、排雪のための住民の協力体制を確立する。

三、防災計画

災害対策基本法に基づく「地域防災計画」の効果的運用により防災と災害復旧に努める。

四、消防・救急

①消防団員の教育訓練の充実による資質の向上と志気高揚のための処偶改善を行う。

②広域消防等を広域的ネットワークで結ぶ施設配置の促進を図る。

③防火水そうの建設と積載車の導入など施設を整備する。

④救急患者の受け入れ医療機関の整備、充実を促進する。

五、交通安全

①交通安全村の名に恥じないよう、村ぐるみの安全運動を推進する。

②保育園、小・中学校、社会を通じた交通安全教育の徹底。

③歩車道の分離、交差点の改良、防護さくの設置など、施設整備を進める。

六、公　害

①水質汚濁

家庭用洗剤等による汚染を最小限に止めるための行政指導を強化するとともに、工場排水についても工場内処理を原則として監視体制を強化する。

②騒音・振動

上越新幹線開通後の問題については、規制値以下となるよう対処する。

③悪　臭

畜舎の悪臭は衛生管理を徹底するとともに、更に団地化を促進する。工場導入に伴い発生の恐れのある場合は、企業責任で規制する。

④日照公害

新幹線高架橋による農作物に対する日照公害については、その実態把握に努め対処する。

産業振興

一、農業振興計画

①基本方針

米の半恒久的な過剰傾向のなかで、生産調整が行われ、社会的な問題となってきているが、本村は今後とも米を基幹とした食糧供給基地として発展させる。

しかしながら、米への信頼感が相対的に失われつつある昨今、田畑輪換が進められ、商品作目に転換せざるをえない現況と、大規模経営型農業指向にあわせて、これに対応できる生産基盤、経営基盤の整備を促進する。このため、次の事項を重点として推進する。

㈠本村農業を総合的食糧基地として発展させる。

㈡自立経営農家と自立志向型農家を主軸に若い担い手を育成する。

㈢農業経営の近代化と合理化を最大限追及すると共に他産業との有機的連携を図って、農家経済を総合的に高める。

四生産基盤、生活環境を整備して住みよい農村社会を作る。

②農業生産

米については基幹作目として生産調整の動きに配慮しながら、商品性の高い良質米の量産体制を推進し、稲作生産集団の育成強化を図る。

果樹は栽培技術の平準化と生産流通体系の改善を進め、特産地としての団地化を促進して市場競争に対応できる産地体制を確立する。

畜産については畜産農家の組織化と関係機関の支援を強化して経営基盤の強化を図る。

③水田利用再編対策の推進

長期的な米の生産過剰基調のなかで、国内での総合的自給力の向上とあわせて対応する。

米以外の作物の導入は、農業生産力確保の観点から栽培が可能で拡大が期待される麦、大豆及び果樹を重点作物として指定して推進を図る。

④農業生産基盤の整備

中型農業機械が定着するなかでこれら機械を駆使できるほ場の整備と転作を可能にする完全乾田化を進め、田畑輪換のできる基盤作りを進める。

また、地盤沈下対策事業の早期完了を促進する。

⑤農業指導体制の強化

村農業振興協議会を更に発展させ、指導推進の中心的役割を果たす機関とする。

作目別の各種生産者団体は、専門的分野の調査、研究を行う実践的団体として育成強化する。

⑥新農業振興地域整備計画

昭和四十八年度で策定した計画は、今年度で計画期間が終了するとともに、農業をとり巻く情勢の変化により、適合しない部分も見受けられるため、五十六年度以降、速やかに新計画を策定する。

二、工業振興計画

①基本方針

本村の工業振興は低成長時代において、長期的な視野に立って考慮しなければならない。

このため、大別当及び西萱場地内の農工地区を工業の中心的地区と位置づけ、既存工場では地場産業の鎌工場を中心にそれぞれ有機的な結合を図って、村と商工会とが企業が一体となって、新時代にマッチした振興を図る。

②基盤整備

㈠散在する地場産業と一部中小企業の導入のための工場適地の指定を農振計画全体のなかで思考する。

㈡既存工場の集団化の促進とこのための制度資金の導入を積極的に行う。

㈢良質な労働力を確保するため、産業関連施設の整備を図る。

三、商業振興計画

①基本方針

近隣市町村に進出している大型